

[14]案内設備までの経路 (政令第22条 条例第26条)

基本的な考え方

視覚障がい者が訪問した施設の情報を得られるよう、案内設備までの経路を整備する。視覚障がい者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。視覚障がい者誘導用ブロック等、音声案内、誘導鈴などを効果的に組み合わせることが望ましい。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

条例逐条解説 P.101～104
建築設計標準 P2-266

建築物移動等円滑化基準		解説
視覚障害者移動等円滑化経路	視覚障害者移動等円滑化経路	●道等から案内設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
	線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設	●視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障がい者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 ロ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (1) 車路に近接する部分 (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障がい者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。) ●視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の段がある部分又は傾斜がある部分の下端に近接する部分(視覚障がい者の利用上支障がないものとして規則で定める部分を除く。)には、視覚障がい者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
	回り段の禁止	●段を設ける場合には、回り段としないこと。
		【国土交通大臣が定める場合】 (国土交通省告示第1497号) ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物の出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合している場合 線状ブロック等：床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。(ブロック等に該当するものとして、具体的には、鋳が挙げられる。) 線状ブロック等及び点状ブロック等は JIS T9251 の形状によるものを基本とする。色は黄色を原則とするが、色の差が確保できない場合には、周囲の床の仕上げと色の差が確保できる色とすること。 次の場合は規定は適用されない。 (国土交通省告示1497号・条例規則第8条) ・勾配が1/20を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上下端に近接するもの ・段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

望ましい整備		解説
動線計画	○視覚障がい者誘導用ブロック等は、原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置する。また遠回りにならないよう主動線上の歩行ルートとする。 危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には点状ブロック等を使用する。	➤ 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。
	○視覚障がい者誘導用ブロック等は、車椅子使用者や高齢者、肢体不自由者にとっては障害物となることがある。敷設する場所や幅を決めるにあたっては、高齢者や、車椅子使用者が通れる幅を残す等の配慮をする。	➤ 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。（壁からは40cm程度離して敷設する。） また、壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に衝突する場合もある。
	○視覚障がい者は物や場所を探すことが困難であるため、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設と併せ、物にぶつかることがないように上部の出っ張りはなくすような配慮や、音声により目標の場所を分かりやすくする配慮をする。	
	○視覚障がい者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する。	
	○視覚障がい者と車椅子使用者の動線はできる限り、交差を避ける工夫をする。	
	○敷地内の通路に設けられた柵蓋等により、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図る。	➤ 特に、敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異ならないように配慮する。
	○視覚障がい者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法とする。	
ブロック等の色	○歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行う。	
	○場所により視覚障がい者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。 ○視覚障がい者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保する。	
誘導	○案内設備までの視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室など利用頻度が高い場所まで誘導する。	➤ ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。 ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。 ・建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。
音声誘導装置	○視覚障がい者には、視覚障がい者誘導用ブロック等以外にも音声誘導装置による案内を考慮する。	
	○音声案内装置は音声の内容との食い違いが生じない位置に設置するよう配慮する。	
	○歩行に支障があるため、音声誘導の経路上に障害物を置かないこと。	

解説図一覧

図 14.1 視覚障がい者の歩行時に必要な寸法	○
図 14.2 玄関周りの視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設	●○
図 14.3 案内設備が案内板の場合	●
図 14.4 案内設備が案内所の場合	●
図 14.5 車路に近接する部分における点状ブロック等の敷設	●○
表 14.1 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に設ける傾斜路の勾配・高さと、点状ブロック等の関係(手すりは参考)	●
図 14.6 視覚障がい者誘導用ブロック等	○

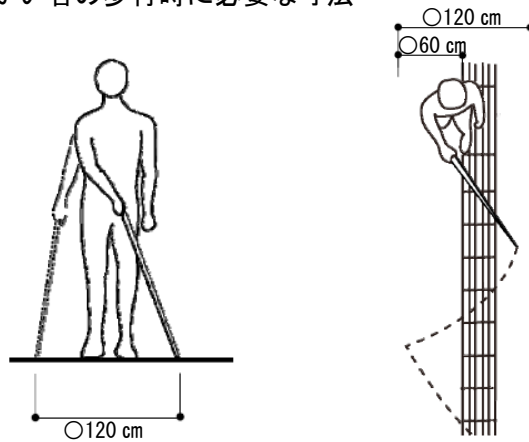
チェック項目(政令・条例の基準)

視覚障害者移動等円滑化経路	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか（風除室で直進する場合は除く）	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	

関連する章

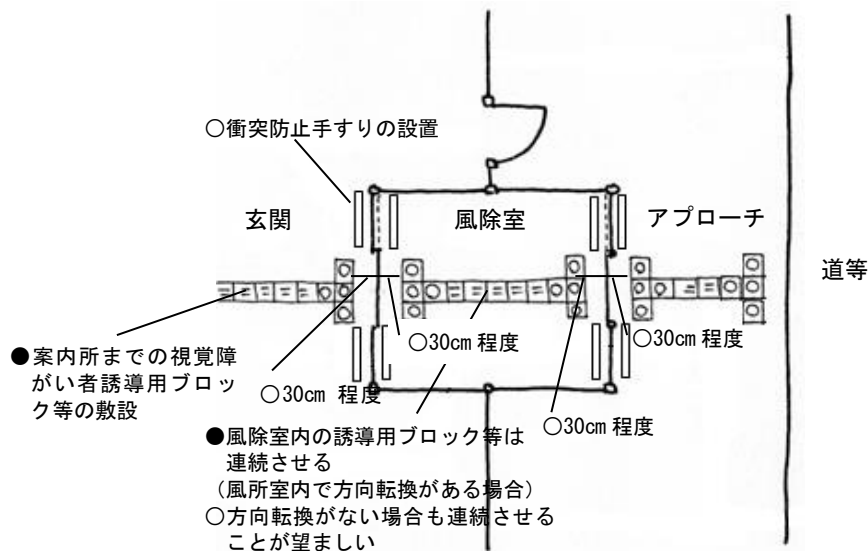
・[13]案内設備

○図 14.1 視覚障がい者の歩行時に必要な寸法

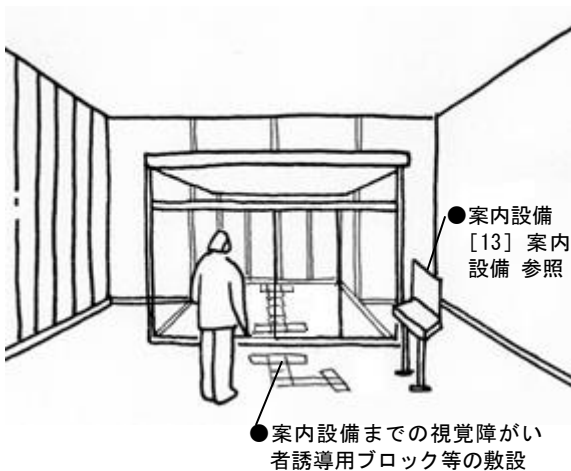


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

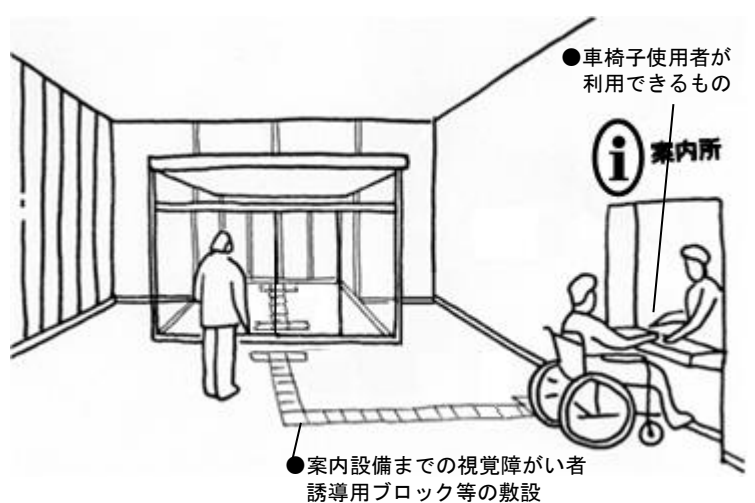
●○図 14.2 玄関周りの視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設



●図 14.3 案内設備が案内板の場合

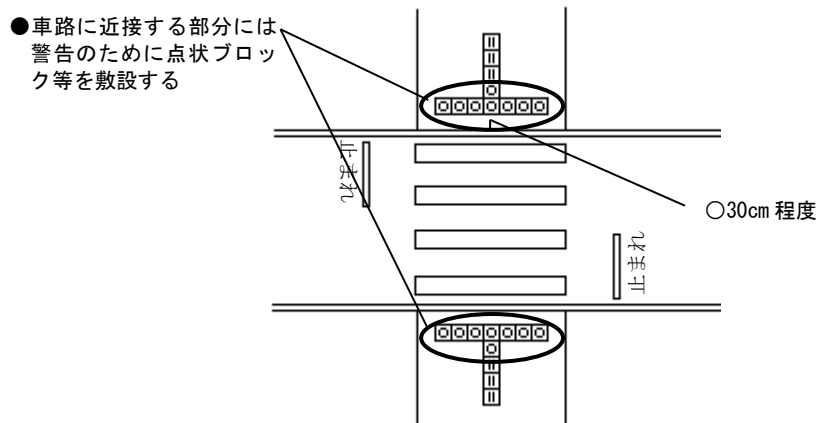


●図 14.4 案内設備が案内所の場合



●政令・条例の基準
○望ましい整備

●○図 14.5 車路に近接する部分における点状ブロック等の敷設



●表 14.1 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に設ける
傾斜路の勾配・高さと、点状ブロック等の関係（手すりは参考）

勾配 高さ	1 / 20 以下	1 / 20 より大きく、 1 / 12 以下	1 / 12 より大きい
16 cm 以下	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)
16 cm より大きい	点状ブロック等：任意 (手すり：任意)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)	点状ブロック等：必要 (手すり：必要)

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 14.6 視覚障がい者誘導用ブロック等

